

## 第1章 食を取り巻く現状及び課題

### 1 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

#### (課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

### 2 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

**(課題)**

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

**3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生**

平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しました。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、消費者の輸入食品に対する不安があります。

**(課題)**

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理やコンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があります。